

第二回國會

旅館業法

厚生省公衆保健局

裏面白紙

旅館業法

第一條 この法律で「旅館業」とは、旅館、ホテル、下宿、アパートその他名稱の如何を問はず都道府県知事の許可を受けて業として人を宿泊させることをいう。

第二條 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

第三條 都道府県知事は、旅館業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を与えないことができる。

第四條 旅館業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿、清潔、避難及び防火に必要は措置その他宿泊者の衛生、風紀及び安全に必要は措置を講じなければならぬ。

第五條 前項の措置の基準については内閣総理大臣及び厚生大臣が命令でこれを定める。

第六條 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならぬ。

一 宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかっている者と明かに認められるとき

二 宿泊しようとする者がとほぐその他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき

三 その他正当な理由があるとき

第七條 営業者は、宿泊者名簿を備へ、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならぬ。

第八條 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告

げなければならぬ。

第六條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者より必要の報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第三條第一項の規定による衛生に必要な措置の實施の状況を検査させることができる。

七 都道府縣公安委員会又は市町村公安委員会は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者より必要の報告を求め、又は警察官若しくは警察吏員に営業の施設に立ち入り、第三條第一項の規定による風紀及び安全に必要な措置の實施の状況を検査させることができる。

八 当該吏員又は警察官若しくは警察吏員が、前二項の規定により立ち入り検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第九條 都道府縣知事は、営業者が、第三條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

十 都道府縣公安委員会又は市町村公安委員会は、営業者が、第三條第一項の規定による風紀及び安全に必要な措置を講じないときは、都道府縣知事に對して、前項に規定する処分を請求することができる。

第十一條 都道府縣知事が前條第一項の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出席を求め、公開による聽聞を行わなければならない。

十二 都道府縣知事は、前條第一項の規定による処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならぬ。

第九條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五十月以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による命令に違反した者

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを十月以下の罰金に処する。

一 第四條又は第五條第一項の規定に違反した者

二 第六條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六條第一項の規定による当該官吏又は同條第二項の規定による警察官若しくは警察吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十一條 第五條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽って告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第九條又は第十條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても、各本條の罰、金料を科する。

第十三條 この法律施行に關して必要の事項は、内閣総理大臣及び厚生大臣が、命令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第二條 この法律施行の際現に従前の命令の規定により営業の許可を受けた者、旅館業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものレみなす。

第三條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までは、新たに旅館業を営み、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

施行の日から、この法律施行の際現に旅館業を営んでいる者は、この法律

裏面白紙

施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引續々旅
館業を営むことができる。

二 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事
にその旨を届出なければならぬ。

三 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみな
す。